

事務連絡
令和2年9月2日

居宅介護支援事業者
介護予防支援事業者 各位

那覇市福祉部
ちやーがんじゅう課長

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な
取扱いについて（第11報）」問5について（適用期間の修正等）

平素は那覇市の介護保険・高齢者福祉の事業運営推進等につきまして、格別のご高配を
賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年5月25日厚生労働省老健局発「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス
事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）」問5に関して、令和2年6月5
日付「「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱
いについて（第11報）」問5について」にて事務連絡を行ったところですが、現在でも新
型コロナウイルス感染拡大がみられることから、下記のとおり内容を修正いたします。

事業所内の職員に周知していただきますよう、よろしく申し上げます。

記

1. 当該取扱いについては、当初からサービスの利用を予定し、モニタリング等の必要な
ケアマネジメント業務と、給付管理表の作成など請求にあたって必要な書類（居宅サ
ービス計画書第1表から第3表、第6表及び第7表など、居宅サービスを利用予定で
あったことが分かるもの。）の整備をしていたが、新型コロナウイルス感染症の影響か
ら、居宅サービスを全く利用しなかった月について、実際の給付管理を行っていなく
ても居宅介護支援費の請求ができるものである。
2. 新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取扱いであるため、それ以外の
理由で月をとおして居宅サービスを全く利用しなかった場合は、居宅介護支援費の請
求はできない。

3. 適用期間は令和 2 年 5 月以降のサービス利用分です。当該取扱いの終期については未定です。
4. ケアマネジメントの一連の業務を予め（各サービス提供月の前月までに）行っている必要がある。つまり、モニタリングを行い、ケアプランを作成し、利用者の同意を得て、ケアプランと利用予定表に相当するものを利用者及び事業所に交付している必要がある。なお、ケアマネジメントの一連の業務を事後に行った場合は請求不可である。
5. 予め利用者がサービス利用を希望しなかった月については、居宅介護支援費の請求は不可である。
6. 居宅介護支援費を請求した旨を利用者に対して適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録を残し、これらの書類等を適切に管理すること。
7. 介護予防支援費や介護予防ケアマネジメント費についても同様の取扱いとします。
8. 請求事務について不明な点があれば、沖縄県国民健康保険団体連合会に確認してください。（沖縄県国民健康保険団体連合会から、各事業者宛てに事務連絡を発出しているとのことです。）
9. 今後、厚生労働省から通知があり、当該事務連絡の内容と相違がある場合は、厚生労働省が通知した内容を優先します。

以上

問い合わせ先

那覇市福祉部ちゃーがんじゅう課

電話：098-862-9010

居宅介護支援費及び介護予防支援費に関すること：給付グループ 内線 2418

介護予防ケアマネジメント費に関すること：総合事業グループ 内線 2425